

京都府環境影響評価条例（抜粋）

（隣接府県の知事との協議）

第 39 条 知事は、第一種事業等若しくは第二種事業の計画段階関係地域とすべき地域又は対象事業の調査地域若しくは関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に係る環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。

（配慮書の作成等）

第 7 条の 3 第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に係る計画段階関係地域を所管する市町村長（以下「計画段階関係地域市町村長」という。）に提出しなければならない。

- （1）第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- （2）第一種事業等の名称
- （3）第一種事業等の目的及び内容
- （4）事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域及びその地域の概況
- （5）計画段階配慮事項ごとに調査等の結果を取りまとめたもの
- （6）その他規則で定める事項

環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（抜粋）

1 配慮書の作成

（1）第一種事業等に係る条例第 7 条の 3 第 3 号に掲げる事項のうち第一種事業等の内容は、次に掲げる事項とする。

- ア 第一種事業等の種類
- イ 第一種事業等の規模
- ウ 事業実施想定区域の位置
- エ 第一種事業等の位置等に係る複数案（複数案を選定しない場合においては、単一案）の策定に至った検討の状況

（方法書の作成等）

第 9 条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第 6 号から第 9 号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該方法書に係る調査地域（環境影響評価を実施しようとする地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。）を所管する市町村長（以下「調査地域市町村長」という。）に提出しなければならない。

- （1）事業者の氏名及び住所
- （2）対象事業の名称
- （3）対象事業の目的及び内容（対象事業の計画の策定に至った検討の状況を含む。）

- (4) 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）
- (5) 調査地域及びその地域の概況
- (6) 第7条の3第5号に掲げる事項
- (7) 第7条の5第1項の意見書に記載された意見の概要
- (8) 第7条の6第1項の意見書に記載された知事の意見
- (9) 前2号の意見についての事業者の見解
- (10) 対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（準備書の作成等）

第16条 事業者は、前条の規定により環境影響評価を実施したときは、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1号から第9号までに掲げる事項
- (2) 第11条第1項の意見書に記載された意見の概要
- (3) 第13条第1項の意見書に記載された知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目及び調査等の手法
- (6) 第14条第2項の助言がある場合には、その内容
- (7) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（対象事業の内容の一部についてそれに代わるものを含む事業の案の検討結果及び対象事業に密接に関連する事業について環境影響評価が行われた場合のその結果を含む。）
- (8) 環境の保全及び創造のための措置（当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。）
- (9) 事後調査の内容
- (10) 環境影響に係る総合的な評価
- (11) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（評価書の作成等）

第24条 事業者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第20条第1項の意見書及び公聴会意見書に記載された意見に配意して、準備書の内容について検討を加え、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長に提出しなければならない。

- (1) 第16条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第20条第1項の意見書に記載された意見の概要
- (3) 第21条第3項の公聴会意見書に記載された意見の概要
- (4) 前条第1項の意見書に記載された知事の意見
- (5) 前3号の意見についての事業者の見解
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項